

あかし市民広場の次期指定管理者の選定について

1 取組方針

令和2年3月末に指定管理者の指定期間の満了を迎える「あかし市民広場」について、より効果的かつ効率的な施設の管理運営を図るため、指定管理者による管理運営を継続し、次のとおり次期指定管理者候補者を選定します。

(1) 対象施設

あかし市民広場

(2) 指定管理者候補者

一般財団法人明石コミュニティ創造協会

(3) 選定方法

非公募により選定します。

(理由)

あかし市民広場は平成28年12月の開設以来、一般社団法人明石観光協会が指定管理者としてそのノウハウを活用し、中心市街地の回遊性向上や賑わいの創出の面に努め、一定の成果を上げてきました。

また、市民交流や活動の場として、福祉団体やNPO団体など幅広い市民に活用していただくため、平成30年9月から料金体系の見直しを行ってきたところです。

市民広場の利用率は約80%と一定の水準は保っているものの、利用者の固定化、利用形態の偏り傾向が見られます。

施設のさらなる活性化には、賑わいづくりの手法を継承しながらも、市民がより利用しやすいよう工夫を加えるとともに、現在利用の少ない市民団体等への積極的なアプローチが必要であると考えます。

一般財団法人明石コミュニティ創造協会は、地縁団体を含む様々な市民団体等の事情に精通し、市民交流や活動への支援、連携の実績が豊富で、複合型交流拠点ウィズあかし（明石市生涯学習センター、あかし男女共同参画センター、あかし市民活動支援センター）において稼働率の向上、多分野に渡る関係団体との連携事業の実施など順調な管理運営を実現しています。さらに、インターネットによる施設予約システムを一早く導入しており、その広範囲な活用により市民の利便性の向上も考えられることから、新たな指定管理者として当該法人を選定しようとするものです。

(4) 指定期間

市民にとって利用しやすく、効果的な情報発信拠点となる施設であり続けるため、適時に施設のあり方や管理運営方法の見直しについて検討する機会を持てるよう、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に定める原則の5年ではなく、短期の3年とします。

(5) 利用料金制の採用

施設の利用促進により使用料収入の増加が図れるなど、指定管理者の自立的な経営努力が期待でき、管理運営経費の縮減にも繋がることから、引き続き利用料金制を採用します。

2 選定スケジュール

時 期	内 容
令和元年 9 月	申請書提出依頼書及び仕様書の送付
令和元年 10 月	申請書類の受付、申請内容の確認
令和元年 11 月	指定管理者指定議案の提出（令和元年第 2 回定例会 12 月議会）
令和元年 12 月	指定議案の議決、指定の通知及び告示、公表
令和 2 年 1 月～ 3 月	基本協定の締結、年度協定の締結、事務引継ぎ
令和 2 年 4 月	次期指定管理者により管理運営業務の開始